

## 核兵器廃絶への道は閉ざされるのか - 2

ヘンリー・ハイド米印原子力平和利用協力の成立

小山 謹二

財団法人日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター 客員研究員

2007年2月28日

2006年12月18日、ブッシュ大統領は「H.R.5682:2006年ヘンリー・ハイド米印原子力平和利用協力法」<sup>1</sup>（以下、協力法）に署名し、2005年7月、インドのシン首相との共同声明で謳われた「米印原子力協力協定」<sup>2</sup>の締結に向けて第1の扉を開いた。しかしこの扉は核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」<sup>3</sup>に賛成した167カ国の願いを無視して、核兵器の廃絶に反対した米国とインドが歩調を合わせて核兵器の開発（垂直拡散）を進めるための扉となる可能性がある。核兵器不拡散条約（NPT）には「核兵器の廃絶に向けた具体的な道筋が決められていない」と批准を拒否したインドは、今や核兵器を持ち、その開発を進めている。協力法はインドの保有する核兵器とその開発計画については不問に付し、インドにNPT非核兵器国の地位を与え、深刻な電力不足を解消するとその名目の下に最新の原子力関連資機材と技術の移転を可能にしようとするものである。核兵器の廃絶は167カ国もの国の人々の願いである。核兵器の全面廃絶を含む軍備の縮小を約束しているNPTを形骸化してはならない。

なお、本稿は筆者の個人的な見解を述べたものであり、外務省の見解とは一切関係が無いことをお断りしておく。

### 1. 協力法の成立

ブッシュ大統領は協力法の署名に先立って行われたスピーチ<sup>4</sup>で「21世紀の重要な課題の1つである米印間の戦略的パートナーシップの基盤を築き、両国の経済成長を促し、地球環境の改善に資するばかりでなく、核兵器を保有しているインドを核兵器の拡散を防止する国際的な枠組みに参加させることにより米国のみならず世界は一層安全になる」と述べている。スピーチに先立ち配布されたファクト・シート<sup>5</sup>では「協力法はインドの抱えるエネルギー問題の解決に向けて、クリーンな原子力発電施設の導入に道を開き、化石燃料への依存度を低下させ、石油市場からの圧力を緩和し、米国にとっては新たな原子力市

<sup>1</sup> “Henry J. Hyde United States-India Peaceful Atomic Energy Cooperation Act of 2006”

<http://coherentbabble.com/signingstatements/Bills/HR5682frGOenr.pdf>

<sup>2</sup> 小山 謹二「核兵器廃絶への道は閉ざされるのか 米印原子力協力協定の及ぼす影響」2005年12月28日

[http://www.ijinet.or.jp/JIIA-CPDNP/info/koyama\\_Dec05.htm](http://www.ijinet.or.jp/JIIA-CPDNP/info/koyama_Dec05.htm)

<sup>3</sup> 平成18年12月6日（ニューヨーク時間）我が国が提出した核軍縮決議案は、国連総会本会議において、賛成167、反対3（米国、インド、北朝鮮）、棄権10の圧倒的多数で採択された。

<sup>4</sup> “The President Signing U.S.-India Peaceful Atomic Energy Cooperation Act”

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/12/print/20061218-1.html>

<sup>5</sup> “Fact Sheet: The United States-India Peaceful Atomic Energy Cooperation Act”

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/12/print/20061218-2.html>

場を広げることになり雇用の拡大に繋がる」とし、「インドは原子炉の運転管理等にかかる米国の持つ最新技術の利用が可能になり、安全性が世界基準を満し、結果的に世界はより安全になり米国の危惧する核兵器の拡散防止に貢献する」と協力法の成立を歓迎している。

他方、ブッシュ大統領は声明文<sup>6</sup>で「協力法第 103 条に規定されている政策( Statements of Policy ) は米国憲法上の大統領権限に抵触<sup>7</sup>しており、第 104 条(d)(2)項は NSG のガイドラインに反してインドへの輸出禁止品目を規定しており、憲法に抵触する可能性がある」と分析しており、現段階ではこれらの条項は“ 大統領への勧告と見做す ” との見解を明らかにした。この声明文は「米印原子力協力協定の締結にかかる問題はどれも大統領特権であるウエーバー条項の適用により解決できる」と大統領が判断していることを如実に示している。

協力法で特記すべき事項は米国の国内法である原子力法第 123 条 a.(2)項 ( IAEA 包括的保障措置の受け入れと遵守を条件としている ) の適用を除外 ( exempt ) し、同第 128 条 ( 非核兵器国への輸出規制にかかる基準 ) および同第 129 条 a.(1)(D) ( 非核兵器国が核爆発装置等の取得あるいは製造を目的として活動を進めているか、行っていた場合の措置 ) の適用を免除 ( waive ) していることである。

## 2 . 原子力法及び核不拡散法との関係

協力法の成立と合わせてブッシュ大統領は追加議定書施行法<sup>8</sup>に署名し IAEA 保障措置を強化した。そして、協力法第 102 条 ( Sense of Congress ) では核不拡散政策の要である NPT 体制を堅持し、その遵守を保障する検証体制の強化を図る姿勢を堅持している。協力法にインドが核兵器を保有していることを認める条項はなく、非核兵器国であると認めた条項もない。また、ブッシュ大統領とシン首相の共同声明が発表された 2005 年 7 月以降、原子力法、核不拡散法<sup>9</sup>等で規定されている不拡散政策にかかる基本的条項に改定された記録は見当たらず<sup>10</sup>米国の核不拡散にかかる基本政策に変更はない。

核不拡散法第 305 条の「移転されたいかなる資機材、および移転された資機材から製造されたいかなる特別な核物質も核爆発装置に使用されないことを担保すること」そして「事前同意なくして再処理や核燃料の形状あるいは形態の変更が行なわれないことを担保すること」等の規定にウエーバー条項は適用されてはいない。すなわち、NPT 締約国であるか否かに関係なく、米国の国内法では NPT の規定する核兵器国以外の国が核兵器を開発し、保有することは一切認めておらず、核兵器開発にかかる物資・技術等にかかる支援を禁止している。協力法の免除規定がこれらの条項にまで及ぶとすれば、米国の核不拡散にかかる

<sup>6</sup> President's Statement on H.R. 5682, the “Henry J. Hyde United States-India Peaceful Atomic Energy Cooperation Act of 2006” : <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/12/20061218-12.html>

<sup>7</sup> 第103条には核兵器拡散防止にかかる基本政策を転記しており、第104条のウエーバー条項 ( Waiver Authority ) により適用の除外あるいは免除の対象となる条項に該当しない。

<sup>8</sup> “United States Additional Protocol Implementation Act, H.R. 5682”

<sup>9</sup> “Nuclear Non-Proliferation Act of 1978”, Page 12.1 of NUREG-0980 Vol. 2, No. 7

<sup>10</sup> ブッシュ大統領とシン首相の共同声明が発表された2005年7月以降に改定された米国原子力法 ( NUREG-0980 Vol.1, No. 7, Rev. 1, Revised November 2006 )には条項の整理統合と編集上の変更は多々見られるが、実質的な事項が改定されている記録は見付けられなかった。

基本姿勢に協力法で変更したことになる。

### 3. 核廃絶への道は残されているのか

NPTは核兵器の廃絶を求める唯一の条約であり、原子力平和利用の促進と核兵器の拡散（水平拡散と垂直拡散）の防止措置を規定する条約である。署名された協力法（声明文で大統領への勧告と見做すとした条項を除く）に基づき米印原子力協力協定が制定されると、インドは米国から最新の原子力発電所と発電用核燃料を輸入することができる<sup>11</sup>。一方、協力法ではインドの国産ウランの扱いについて規定している条項はなく、国産ウランを核兵器の生産に使うことを黙認している。さらに、インドが原子力供給グループ（NSG）<sup>12</sup>のメンバーに加わることになれば、インドは原子力発電所等のみならず、最新のウラン濃縮および再処理技術等をNSGメンバー国から輸入することが可能になり、核兵器開発能力を大幅に増強することになる。協力法に基づく米印原子力協力協定はNPTの枠組みの中に「非核兵器国」と「核兵器国」の他に、事実上核兵器を保有しているが非核兵器国並の扱いを受ける第3の区分である「第2の核兵器保有国」を設けることを意味する。この「第2の核兵器保有国」はNPTの下で原子力平和利用を図るための関連物資および技術支援を受ける権利（NPT第4条）を持つが、核兵器国の義務（NPT第1条）および非核兵器国の義務（NPT第2条および第3条）の何れも免除される特別な待遇を受けることになる。かかる特権を持つ「第2の核兵器保有国」を認めることは、何らかの方法で核兵器を持てばインドと同等の特別待遇を受ける国となる可能性があることを暗示するものであり、核兵器の水平拡散を助長することになりかねない。

しかし、NPTの基本理念を満たし、核兵器の廃絶と核不拡散を促進する環境が整備されるのであれば、インドに最新鋭の原子力発電所と核燃料を供給し、炭酸ガスの排出を抑え、地球環境の悪化を抑えんとするブッシュ大統領の提案に反対する理由はない。核不拡散措置を強化し、核兵器廃絶への道を閉ざさないためにはNPTとNPTを補完する条約と措置を遵守する必要がある。

### 4. まとめ

「インドは自国で開発した再処理等の機微技術の輸出を自発的に規制し、核不拡散政策に協力してきた」と米国は評価し、米国にとってインドは今や信頼できる国であり戦略的な協力関係を強化して行くべき国であるとしている。さらに、米印原子力協力協定を結ぶことにより核兵器の水平拡散の防止にかかる施策を強化することができ、インドの直面しているエネルギー問題の解決を支援する手段としてインドへの原子炉と核燃料等の輸出する道を開くことが出来るとしている。インドはNPTを批准しておらず、核兵器を保有している。かかるインドはNSGガイドラインの輸出禁止国リストに登録されており、NSGメ

<sup>11</sup> NSGメンバーの主要国である米国は、本来NSGガイドラインを遵守するべきであるが、米国の大統領権限を行使することにより、単独でインドに発電用原子炉と核燃料等の輸出が可能になると解釈することができる。

<sup>12</sup> 外務省のホームページ「原子力供給国グループ（NSG）の概要」を参照されたい。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/index.html>

ンバー国がインドに原子力関連資器材・技術を輸出するためにはガイドラインの改訂が必要である。さらにガイドラインにはIAEAの包括的保障措置の適用が条件になっており、インドに適用されるIAEA保障措置の有効性をNSGメンバー国がどのように判断するかが問題になろう。成立した協力法を支持してインドへの原子力発電所と発電用核燃料の輸出に加担すれば、インドは国産のウランを核兵器開発に使うことが出来るようになり、インドの核兵器開発計画を支援することにつながる。インドが米国にとって信頼に値する国であるとしても、NSGメンバーである他の国がインドを全面的に信頼し快く思っているは限らない。国際条約の履行にかかる問題に特定の国の解釈に基づく信頼性とか善悪と言うあいまいな判断基準を持ち込むのは、本来普遍的であるべき国際条約の解釈に国の恣意的な解釈を持ち込むものであり、避けるべきである。

我が国としては、核不拡散措置を形骸化することなく、核兵器の廃絶を閉ざすことのない態様でインドが原子炉等の輸入を可能にする条件を提示する必要がある。

原子炉等の移転を許す最初の条件は、インドが「移転されたいかなる資器材、および移転された資器材から製造されたいかなる特別な核物質（インドの国産ウランを含む）も核爆発装置に使用されないことを担保する」措置を導入することであり、

全ての平和利用核物質（インドの国産ウランを含む）が検証可能な方法で核兵器の製造に転用されないことを立証するに十分な機能を有するIAEA保障措置を導入し、包括的核実験禁止条約（CTBT）を批准することである。

さらに、濃縮・再処理技術等の輸入を許す条件は、事前同意なくして再処理や核燃料の形状あるいは形態の変更が行なわれないことを担保することであり、

兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）にかかるモラトリアムを宣言し、検証可能なFMCTの策定に向けて関連施設にIAEA保障措置を適用し、

2006年に改正された核物質防護条約を批准し

大量破壊兵器の不拡散にかかる輸出規制を遵守することである。

最終的には「核兵器の廃絶に向けた着実な措置をとる」ことが条件であり、インドは、

核兵器開発計画を凍結し、関連施設を平和利用に移すかあるいは順次解体し、

保有する核弾頭とピットは解体するか、あるいは多国間管理、もしくは米国との2国間管理の下に移管し、実質的に核兵器の廃絶に向けた道筋をつけることである。

9/11の大惨事以降、テロリストグループの国際的なネットワークは強化され、世界秩序に対するテロ組織の挑戦は強まり、過激化の一途をたどっている。そして、テロ組織の求めている究極的な兵器は核兵器であり、テロ組織が国際化するにつれて核兵器を入手する可能性は高くなった。テロ組織が国際条約に拘束されることはないし、遵守するはずもない。今や冷戦時代に核戦争を回避した核兵器による抑止効果は期待できない。テロ組織等への核兵器の拡散を抑える最善の手段は核兵器を廃絶し、核兵器の無い世界を実現することである。暫定的な方法としては核兵器を多国間管理の下に移す方法もあろう。我が国としては全国民の願いである「核兵器の無い世界の実現」を基本的な外交政策の柱とし、これまでの姿勢を堅持していく必要がある。

以上